

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB社会福祉法人（以下「事業場」という。）に雇用され、調理員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場の玄関で履物を脱ぎ、入室する際に段差を踏み外して転倒し、負傷した。請求人は、同日、Cクリニックに受診し「左上腕骨近位端骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、また、翌日、D整形外科に受診し「左上腕骨不全骨折、頸部捻挫、左前腕部挫傷、背部挫傷」と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これを支給してきたが、平成〇年〇月〇日以降の複数の療養補償給付の請求については、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）していると判断し、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒したとして、平成○年○月○日以降の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、治癒の時期に誤りがあり、平成○年○月までは療養補償給付の支給を認めてほしい旨主張していることから、請求人の本件傷病の治癒について検討する。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）における治癒とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものと解される。

この点、E医師は、要旨、平成○年○月に骨癒合し、同月末に○か月分の薬を処方していることから、労災保険の考え方としては、同年○月頃に治癒と考えている旨述べており、Cクリニックにおいては、同年○月○日診療分から社会保険での治療に切り替えていることが認められる。さらにE医師は、現在（平成○年○月○日）も含めて治療の効果は一進一退と述べているところであり、当審査会としても、平成○年○月○日をもって治癒したとの監督署長の判断は妥当なものと判断する。

なお、請求人は、Cクリニックから、同年○月○日まで労災保険で治療する旨の説明を受け、同旨をF院長に説明し、同日以降の治療は社会保険に切り替

えている旨述べており、労災保険での治療を終了することを承知していたものと認められる。

- (2) 請求人は再審査請求の理由として、労働基準監督署（以下「監督署」という。）の担当官から治療を継続して受けてもよいと確認していたのに、一転して不支給の通知を受け納得できない旨主張している。一件記録を精査したところ、監督署の担当官がF院長からの問い合わせに際して改めて資料を確認するなどにより、当該時点における状況を的確に把握した上で、適切な対応がなされてしかるべきところ、これを怠り、その結果、請求人及びF院長に誤解を生じせしめたことは否定できないものの、このことをもって上記（1）の判断を左右するものではない。

### 3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。